

令和2年4月以降も変更しないこと

1 認定関連

(1) 審査会

審査会の開催場所（区役所・支所）の変更はありません。従来どおり区役所・支所で審査会を開催します。

(2) 訪問調査

指定市町村事務受託法人，居宅介護支援事業所や地域包括支援センター等への委託調査は継続します。緊急に対応する必要がある事案など，委託が難しい事案への対応は，引き続き本市が判断し，本市職員が調査します。

2 給付関連

原則事務センターへの郵送申請となりますが，以下の申請等については，申請時に通帳の提示による確認等が必要なため，引き続き，区役所・支所の窓口で申請等を受け付けます。

- ・ 特定入所者介護サービス費（負担限度額認定証）
- ・ 社会福祉法人による利用者負担軽減
- ・ 災害などの特別な事情による利用者負担額の減免
- ・ 給付制限
- ・ セルフケアプラン

3 認定給付共通

申請書等の受付については，原則郵送となりますが，区役所・支所の窓口申請書等を持参された場合は，引き続き，区役所・支所の窓口において，受付を行います。介護保険事業者等の皆様は，できる限り，郵送申請への御協力をお願いします。

区役所・支所の窓口で受付を行っても，書類を事務センターへ転送したうえで事務処理を行うため，郵送の場合と比べて，事務処理が早くなるわけではありません。